

NEC健康・福利共済会 介護休職給付金申請書

《申請者 記入欄》

提出日 平成 年 月 日

被保険者証 記号・番号	記 号	番 号	会社名
氏名			所 属
在職中に受領する給付金は給与支払い会社に委任します。			TELNET
			メールNo.
休職期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで (月)		
介護対象家族の状況	氏 名	会員本人との続柄	
	同居・扶養の状況	同居	している ・ していない
扶 養	している ・ していない		
公的制度(雇用保険)からの受給額の有無	(有 ・ 無) ⇒ 【有の場合 … 平成 年 月に公的制度(雇用保険)から 円支給を受けました】		
添付書類	公的制度(雇用保険)からの受給がある場合は、「介護休業給付金支給決定通知書」(写)		
注意	① 休職期間が3ヶ月を超える場合は、原則3ヶ月が経過する毎に申請してください。 ② 給付額は、介護休職開始前賃金×80%×介護休職期間の月数(公的制度の受給期間を含めて1年間)です。 ただし公的制度の受給期間中は、(介護休職開始前賃金×80%×介護休職期間の月数)-(公的制度からの受給額)です。 なお、介護休職開始前賃金月額、69,900円から430,200円の範囲で、公的制度で定める方法により算定します。 また、69,900円と430,200円の額は毎年8月に見直しがあります。		

《給与計算部門処理欄》

受付日 平成 年 月 日

休職開始日	平成 年 月 日	休職満了日	平成 年 月 日
申請期間(A)	ヶ月		
休職開始前賃金(B)	休職開始前6ヵ月前賃金月額総額(C) = 円 (D) = (C) ÷ 180日 × 30 = 円 (C÷180で円未満切捨て) (D) > 430,200円の場合は、(B) = 430,200円 (D) < 69,900円の場合は、(B) = 69,900円 その他、(B) = (D)		
支給額	(B) × 80% × (A) - 公的制度からの受給額(円) = 円 ↓ (公的制度からの受給額がある場合のみ)		
特記事項	承認	担当	

《健康・福利共済会事務局支部(各社人事総務部門) 記入欄》

受付日 平成 年 月 日

算出額	円	特記事項
委任を受けた給付金は、健康・福利共済会で定められた方法で受領し申請者へ支給します。		承認
事業所名		担当
代表者名		

《健康・福利共済会事務局本部 記入欄》

資格取得日	昭和・平成 年 月 日	扶養年月日	平成 年 月 日	資格喪失日	平成 年 月 日
支給決定額	円	支給年月	平成 年 月		
特記事項	承認		担当	本部受付年月日	

申請者→支部(各社人事総務部門)→健康・福利共済会事務局本部

毎月25日までに健康・福利共済会事務局本部に到着したものは翌月給与に含めて支給します。